

松戸市教育委員会会議録

平成25年3月臨時教育委員会

松戸市教育委員会会議録

平成 25 年 3 月臨時

開 会	平成25年3月25日 (月) 9時33分	閉 会	平成25年3月25日 (月) 12時22分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 八 田 賢 明			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 八 田 賢 明	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 松 田 素 行	○	教育長 山 根 恭 平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 25 年 3 月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21		
2	学校教育担当部長	遠藤 雅彦	22		
3	企画管理室専門監	高橋 昌之	23		
4	〃 室長補佐	堀内 文江	24		
5	〃 室長補佐	岡野 衛	25		
6	〃 主査	小宮 光生	26		
7	〃 主任主事	内藤 秀明	27		
8	〃 主任主事	藤中 孝一	28		
9	学務課長	泉 晴行	29		
10	保健体育課長	加藤 博之	30		
11	〃 課長補佐	菊地 治秀	31		
12	〃 指導主事	佐藤 幸男	32		
13	指導課長	相磯 克典	33		
14	教育施設課長	森 擁雄	34		
15	教育総務課長	池上 誠一	35		
16	〃 主査	萩原 弥生	36		
17	青少年課長	秋葉 博章	37		
18	青少年課 少年センター所長	鈴木 啓太郎	38		
19	スポーツ課長	須佐 賢一	39		
20	〃 課長補佐	加藤 広之	40		

平成25年3月臨時教育委員会会議次第

1 日時 平成25年3月25日（月） 午前9時30分

2 場所 教育委員会5階会議室

3 議題

・ 議案

① 議案第18号

松戸市教育委員会職員の人事について (企画管理室)

② 議案第19号

松戸市教育委員会職員の服務及び倫理に関する規程
等の一部を改正する訓令の制定について (企画管理室)

③ 議案第20号

松戸市少年センター設置条例施行規則を廃止する規
則の制定について (青少年課)

④ 議案第21号

松戸市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正す
る訓令の制定について (保健体育課)

4 その他

◎開 会

委員長 ただいまから平成25年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いいたします。

議題に入ります前に、私からご紹介いたします。

このたび、山田達郎委員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得、改めて本日3月25日付にて市長より任命をお受けになりました。任期は平成29年3月24日まででございます。

それでは、恐縮ですが、山田委員より一言ご挨拶をちょうだいしたいと思います。よろしくをお願いします。

山田委員 おはようございます。

先ほど、9時に、本郷谷市長から辞令をいただきました。図らずもとといいますか、思いがけずに2期目ということでございます。私の役割とすると、親の世代ということでございますので、小学校5年生の子が一番下におりますけれども、その立場から、微力ですけれどもできるだけお役に立つようなことになりましたように全力を尽くしたいというふうに思っております。

どうぞ今後ともご指導よろしくをお願いします。

委員長 ありがとうございます。

◎議案の提出

委員長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案4件となっております。

◎議案第18号

委員長 初めに、議案第18号「松戸市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

本件は人事案件ですので、秘密会としてはいかがでしょうか。お諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席願います。

お残りいただきますのは、生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、企画管理室専門監、学務課長、保健体育課長、以上でございます。その他の方は退席してください。

(以後、秘密会)

委員長 それでは、議案第18号を秘密会で審議いたしました。議案第18号「松戸市教育委員会職員の人事について」は、原案どおり承認いたしましたことをご報告いたします。

引き続き、議事を進めます。

◎議案第19号

委員長 議案第19号「松戸市教育委員会職員の服務及び倫理に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室専門監 議案第19号「松戸市教育委員会職員の服務及び倫理に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について」。松戸市教育委員会職員の服務及び倫理に関する規程等の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

提案理由といたしましては、組織改編に伴いまして、教育委員会訓令に規定をします組織名称、職員の職制名等をこれに合わせるとともに、決裁責任者の変更及び字句の整備等を行うものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。

本議案は、前回の3月定例教育委員会会議において採決をいただきました。松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の制定に基づく組織改編に伴い、教育委員会訓令に規定をいたします組織名称、職員の職制名等をこれに合わせるとともに、決裁責任者の変更及

び字句の整備等を行うためにご提案させていただくものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、資料の17ページ以降の新旧対照条文をご覧ください。

本議案におきまして改正の提案をいたしております教育委員会訓令は、全部で5訓令ございます。これらの訓令を条立てで構成し、一括して改正を行う方法によることといたしました。

それでは、各訓令の改正内容につきまして順次ご説明をさせていただきます。

初めに、第1条、松戸市教育委員会職員の服務及び倫理に関する規程の一部改正でございますが、こちらにつきましては組織改編に伴う所要の改正を行うものでございます。

続きまして、第2条、松戸市教育委員会事務決裁規程の一部改正でございますが、こちらでは本部制が廃止されることに伴う改正で、本部長及び部長について規定をする条文、及び重複文の統合を図るほか、19ページの上段、別表、共通事項（諸務関係）の行中に、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規程で新たに規定いたしました各課共通の所掌事務に係る危機管理事業の企画推進、事務事業の改善等を追加するとともに、23ページ中段の教育企画課及び下段の社会教育課、並びに25ページの下段の学務課に、統括課としての決裁区分を新たに設けました。

また、社会教育課の一部の業務が公民館に移管されることに伴いまして、24ページ下段から25ページの上段にかけての社会教育課について公民館の決裁区分に移管される事業を削除いたしました。

なお、市長部局に移管される青少年課の決裁区分につきましては削除しております。

次に、27ページでございますが、松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部改正では、第3条で組織改編に伴う所要の改正を行うほか、決裁の順序、文書記号等について整備しております。

次に、34、35ページでございますが、こちらにつきましても、松戸市立小学校及び中学校文書取扱規程の一部改正、それと、松戸市学校運営委員会規程の一部改正では、あわせて組織改編に伴う所要の改正を行っております。

以上が各訓令の改正内容でございます。

なお、本訓令の改正文につきましては、2ページから16ページまでに記載のとおりでございます。施行日につきましては本年4月1日を予定しております。

大変多岐にわたっておりますが、説明は以上のとおりでございます。ご質問等につきましては各担当課より説明をさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第19号につきましてはただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

松田委員 2点お伺いいたします。

18ページの第4条です。「教育長に事故があるときは、教育長があらかじめ定める部長がこの事務を代決する。」とあります。前回、教育長の代行は生涯学習部長が担うことにしたわけですが、それらの関係をご説明をいただきたいというのが1点です。

それから2点目なんです、その次の19ページです。改正案の中に、表の上の方に、「特定部長」という表記があります。これについては前回、言葉としては出てきたわけですが、まだ決まったわけではないのでということで、ご説明が全くありませんでした。特定部長の性格の説明ということを加え、この2点、よろしく願いいたします。

企画管理室専門監 前回、3月定例会に出させていただいております「代行者」につきましては、教育長にかかわって教育委員会事務局を代表する者を定めるということになります。こちらの「代決者」につきましては、業務を行なう上で教育長にかかわって決裁を行う者という意味で、今回2つの部に分かれておりますので、その内容によりまして代決者を決定する流れになってまいります。ですから、その業務に一番精通している所属が属している部の部長が代決者になります。

松田委員 事務決裁のみについて行うということによろしいですか。

企画管理室専門監 そのようなときには事務決裁を行うことになります。

松田委員 この場合の責任の所在について説明いただきたい。

企画管理室専門監 責任といたしましては、当然、代行者が職務を代行して行なっておりますので、代行者の責任になります。

松田委員 そうすると、教育長に決裁権があったものを部長が決裁を行って、生涯学習部長が全責任を負うという、そういう形になりますね。

企画管理室専門監 学校教育部長が代決をするものであれば、そのような取り扱いになります。

松田委員 学校教育部長と生涯学習部長との関係もそういう形になりますか。

企画管理室専門監 はい。対外的にはそのようになります。

委員長 内容がわかりにくいですね。

松田委員 わかりにくいですね。

企画管理室専門監 基本的にこの流れにつきましては市長部局に準じております。市長部局も、市長に事故があるときは副市長が代行者としての取り扱いになりますが、代決につきましては各部長に下ろしていきますので、その場合も責任としては代行者が全体を代表しておりますので責任者になりますので、それと同様でこのような位置づけになっております。

松田委員 私自身にはわかりにくいんですが、市の事務体系と一致していると考えてよろしいわけですね。

委員長 それが1点目。抽象的ですからわかりにくいかもしれません。したがって、何か例があれば、その例で具体的にお話ししていただくのがわかりやすいかもしれません。

しかし、大体こういう組織における決裁権というのは、原則として、部長は何々、課長は何々、それぞれ決裁権限を持っているわけですよ。その上で4条は、教育長に事故があるときは、教育長が決裁しなければいけないことをどなたが決裁するかということですね。

企画管理室専門監 そうです。

委員長 そのときに、教育長があらかじめ定める部長にそれを委任、委託するというふうに理解すればいいですね。

企画管理室専門監 はい。

委員長 本来ならば、教育長の権限。したがって、その場その場に応じた、場合によっては、学務のことではそちらに、事務方のことについてはこちらに、というふうに分けることになるんでしょうね。一番事情を知っている方にお任せする。

教育長、実際に、今までそういう例はありましたか。

教育長 大きな事故はないんですが、ヘルニアで二、三週間休んだときに、本部長にお願いしました。

委員長 それは、本部長でしたか。

教育長 ええ。ただ、部長制ではありませんでしたので、それが今度は本がとれるかというのは不確定ございませんけれども。

委員長 これからは、本部長制がなくなりますから、本部長がいなくなると、例えば学務についてはどうなりますか。

教育長 今回の場合、頭のほうは一応働いていますので重要な意思決定はできますが、そうじゃないときがありますよね。これは学校教育部長、こっちは生涯学習部長って意思決定できない場合も、確率的には低いと思いますが、それはあり得ることになります。

委員長 というより、これからは、そういうふうにあらかじめお願いすることになっているわけ

ですか。

企画管理室専門監 基本的な考え方としては、あらかじめと言っておりますが、全ての業務についてこのようにするというよりは、その業務を行う所属がどちらの部に属しているかで考えます。生涯学習部に属する課が行う事業については、一番精通しているのは生涯学習部長でありますので、生涯学習部長が代決者になる。学校教育部が行っている場合には、学校教育部長が代決者になるというのが、基本的な考え方になります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会では、その上に教育委員会という組織がございますので、その全体にかかわるような内容につきましては、一定程度、事前に取り決めをしておかないと、どちらが行うか明確にならないのではないかと思います。

委員長 そうでしょうね。したがって、それは我々としてはそう心配することではないけれども、事務局でその事務を支障がないような形できちんと処理してください、そのためにあらかじめ決めておいてくださいということでしょうね。

それと、責任の問題は、これはちょっとそう簡単じゃないかもしれないけれど、最終的には教育長が責任をとることになると思います。最終的にはその部局の長が責任をとるので、教育長になると思います。

市長部局で市の職員の分限に関する規則等がありますから、それに基づいて処分しなきゃいけないような事態にあっては、それにかかわってきますけど、それ以外は全て、業務に関しては教育長の責任、事務の最高責任者が責任をとることになるだろうと私は思っています。

第2番目の質問、お願いします。

企画管理室専門監 19ページの表の中で、「特定部長」、「特定課長」と記載しております。前回ご質問をいただいている内容でございますが、これにつきましては、事務決裁の中でこのように記載しておりますのは市長部局と同様で、教育委員会においては特定部長は生涯学習部長ですと明確にしたものでございます。

ほかの部局も全て特定部長としております。市長部局においても特定部長、特定課長と表記をして、教育委員会においてはその下に括弧で書いております者にその任を与えておりますということになります。

実際的に何が違うのかといいますと、事務決裁の一部につきましては、例えば金額やその内容について誰が決裁を行いなさいという規定となっております。教育長が決裁しなくて構わないものを規定しているもので、事務手続上のものでございます。

委員長 言葉遣いを質問されたわけですから、そのお答えだけでいいと思います。

例えば、松田委員がお聞きしたかったのは、恐らく「特定部長」のところだけ下線が引いてあるけど、「特定課長」のところは引いていない。つまり、従来は特定課長という表現は使っていたわけですね。

企画管理室専門監 現在は、特定部長のところには「本部長」と入っておりました。

委員長 そうでしたよね。だから、それを本部長がなくなったので「特定部長」という名前、使い方を部長のところにも使ったと。課長については従来どおりに使っているから、それとの使い方は一緒であるという理解でよろしいですか。

企画管理室専門監 はい。

松田委員 それと、前回も特定部長という言葉は出てきていたわけですがけれども、それはまだ決定したことではないということで、それが伏せられた経緯があります。ここでその言葉が説明なく出てきたことについて、ご説明をいただきたいと思っているわけです。

企画管理室専門監 この言葉につきましては、ここにだけ出てくる文言でございます。前回ご審議をいただいた議案等の中にはこの文言が入っておりませんので、あの段階では特定を定めていないということになります。今回、出させていただいた中で、初めて「特定部長」という文言が入りまして、初めて指定をさせていただいたという考え方です。

松田委員 「特定部長」ということは、組織の中の一つの地位ですか。今まで、組織の中に特定部長という文言は一切出てこないという認識なんですけど、特定部長というのは事務決裁だけの問題だと考えてもよろしいのでしょうか。組織上は位置せず、したがって職階ではないということですね。

企画管理室専門監 組織上は特定部長はございません。事務決裁上で一定の権限をその者に与えるという意味での「特定部長」でございます。

山田委員 ちょっと関連して、松田先生の途中で恐縮ですが。

例えば21ページ、22ページを見たとき、大体見ていて私も理解がすすんできたんですが、21ページの共通事項の財務関係のところで見ますと、「特定部長（生涯学習部長）」と出ていて、例えば交際費の3万未満のところは特定部長として「（生涯学習部長）」とするとあるんですが、下のほうで今度は「（財務部長）」というのが、22ページのほうでは出てきません。

これ、改正前のときには、結局、企画管理室が全体を見ていたので企画管理室長で統一できていたから、この表の一番上の欄に「（企画管理室長）」と入れておさまりがよかったん

ですけれども、これおさまりが悪いですよ、多分ね。

だから、これ、先ほどの話でいくと、特定の分野の業務に関しては特定の方に決裁権を与えるということで、特定部長という人はいないけれども、特定分野についての決裁権はこういう方々にありますよという意味だと理解をしたような気がするんですが。だとすると、この表のつくり方からいって、「(生涯学習部長)」、あるいは特定課長のところに「(教育企画課長)」と入っていますが、下のほう、22ページのほうでは「(財務部財政課長)」というのがありますということなので、業務ごとにその分野に応じて特定の権限を与えるという理解をしました。

そうすると、ちょっとこの表はわかりにくいなというふうに理解したんですが、それでいいでしょうか、ちょっと教えてください。

企画管理室専門監 今、山田委員からご質問をいただきました21、22ページでご説明いたします。基本的には教育委員会内の特定部長として生涯学習部長がその任に当たることとなりますが、22ページの予算の流充用につきましては特定部長は、生涯学習部長ではなく財務部長が行いますという意味で、括弧して「(財務部長)」と記載しております。

同様に、財政課長も、ここの部分については財政課長が行いますということで記載しております。このように括弧書きで特に指定していないところは、表の一番上に書いております「特定部長(生涯学習部長)」、「特定課長(教育企画課長)」が行いますということになります。見づらいということはお指摘いただきましたとおりに思いますが、このような意味合いでございます。

山田委員 わかりました。なので、特定部長、イコール生涯学習部長……。

委員長 ではないということです。

松田委員 ではないんですね。

山田委員 ではないと理解しました。

委員長 つまり、これは共通事項なんです。市長部局とも関係する共通事項ですから、そういう中での別表で使っている特別な用語なんですよね。したがって、共通事項の諸務というそういうもろもろの業務の関係では、教育委員会関係を中心にしてこういうものがあり、それから人事関係がこれ共通事項だと。21ページの財務関係の共通事項としてはこうですよというところで、22ページに財務部長が出てくるんですね。

だから、市長部局との共通事項でもあるという意味で、別表でこういう表現を使っている。そうしないと、何を使っていいかわからない。一つの上位概念としてそういうものを便

宜的に使っているというふうな理解でも、そう大きな違いはないかと思えますね。

それ以外、何かここにこだわる必要があるとすれば議論しますが、そんな理解でよろしゅうございますか。

山田委員 あと、確認ですけれども。前回は申し上げているんですが、23ページの「統括」というのが2部門に出ている件での確認なんですが、生涯学習部の教育企画課に統括があって、これは部の企画、人事のところにあります、社会教育課のところにも統括があって、社会教育部門の企画、人事、研修などというのがあります。これは、この「部」というのは、生涯学習部のことの中で、社会教育部門については社会教育課が統括し、それ以外については教育企画課が統括するという理解でよろしいでしょうか。

企画管理室専門監 教育企画課の統括につきましては、今表記をしておりますとおり、生涯学習部内全ての統括を行うということになります。

そのうちの、一部につきまして社会教育課の統括で記載し、社会教育部門については社会教育課で行いなさいと記載いたしました。最終的に部として判断をするときの統括は、当然、教育企画課が行なうこととなります。

山田委員 わかりました。要は含んでいるということですね。

じゃ、ちょっと質問を変えますと、生涯学習部の中で社会教育部門以外の分野というのがあるかどうか、ちょっと教えてください。

企画管理室専門監 教育企画課には、人事、給与などが含まれます。それ以外には、教育施設課につきましては、学校施設の管理などが含まれます。

つまり生涯学習部の中には、管理部門と言われている部分と、社会教育関係の業務を行う部門が入っております。この管理部門につきましては、社会教育課ではなくて教育企画課に行なうこととなります。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 本当は、生涯学習部、学校教育部、社会教育部、この3つにしたら一番わかりやすいですね。それを社会教育課は生涯学習部に一緒になってやっているのだからわかりにくい。ただ、社会教育については重要であるので、一種の統括をそこに任せようという理解でいかがでしょうか。本来の組織構成からすれば、社会教育部としても本当はいいのかもしれないですよ。

松田委員 18ページの第5条です。「部長に事故があるとき」ですが、ここに順番は定めなくても構わないということですね。「又は」ということで、全て並列になっているわけですが

れども、どのように代決事務を行っていくのでしょうか。

企画管理室専門監 部長に事故あるときの、「主務部」というのはその部長が属している部になります。先ほどわかりづらいというお話もいただいておりますが、職責として部長の次が審議監になりまして、その次が次長となっております。

「主務課の課長」というのは、その事務をとり行っている課の課長ということになります。

松田委員 そこには順番はないということですね。

企画管理室専門監 その部に審議監がいれば審議監が行います。審議監がいなくて次長がいれば、次長が行います。審議監も次長もない場合には課長が行いますということになります。順位としてはここに記載の順番と同じで、部長に準じての立場を持っている者が行うということになります。

松田委員 この文章ですと、全部並列になっているので非常にわかりにくい。ですので、この順に事務を代決するといった表記は必要ないのかどうかということなんです。

企画管理室専門監 今、松戸市だけかわかりませんが、順にという文言を入れますと、審議監とか次長がいなくてできないというのが松戸市の解釈ですのでこのような表記になっています。

松田委員 しかし、第5条からいきますと、これは事案によっては審議監を飛び越して主務課の課長が代決をしてもいいという、そういう文章になってしまいますね。

企画管理室専門監 事務決裁者が部長である場合には、残っている者の一番上席が行なうという前提となっております。

委員長 解釈に任せている、そういうことですね。

つまり、先ほどいただいた、「議案第18号に関する教育委員会職員の人事について（事務局職員）」、この表をごらんになるとわかりやすいと思います。部長、部長担当職、次長担当職とあります。部長、その次に参事監がございます。課のところには、課長、参事補、専門監がございます。2ページ目のほうは……ほかの方は資料がありませんから、ごめんなさいね。我々だけに配られた、3時以降公開する書類でありますので、皆さんごめんなさいね。館長だとか。それで、3ページ目になると次長が出てくるんですね。いわゆる主務部によって、表現、肩書がそれぞれ違っているんです。その点で、5条にあるように、審議監がいるところもあれば、いないところもある。次長がいるところもあれば、いないところもある。様々であるという前提です。

ですから、ここは解釈に任せて、それぞれの部にどのような肩書の職員がおられるかによ

って、それぞれ代決をお任せするという理解でいかがでしょう。

松田委員 それならそれで、申し送りという形でぜひお願いしたいと思いますが、第4条、第5条に共通することとして非常にわかりにくいと思います。

つまり、第4条に関しては、教育長に事故あるときには、代行する者がいるにもかかわらず、個々の事務決裁というものが別の形で定められている。そして、第5条は、文章上はいろいろとれるけれども、実は隠れた順番がありますということです。そういう含みを持たせた文章というのは、非常に誤解を受けますし、組織、事務局というのは文書で仕事をしていくわけですので、その決裁についてはやはり、はっきりどういう順番なのかということを確認に示す必要があるのではないかと思います。混乱がないようにしていただければそれで結構ですが、ぜひよろしくをお願いします。

委員長 そうですね。これは、従来の規定と同じような形、並びになっていますから、従来それで何か問題があったかどうかという事例を問えばいいわけですね。何か不都合が生じたようなケースはありましたか。

企画管理室専門監 事故あるときという設定ですので、事故が発生していませんので、困ったということは発生していません。

委員長 そう言われると身もふたもないんですが。事故がないということは、それは幸いであった。ただ、やっぱりリスクマネジメントをどうするかですからね。実際そういう場合には、どういう形で事務処理をしていくかということは定めておいてほしい、迷いが生じないようにしてほしいということですね。

企画管理室専門監 いずれにしましても、事故が発生した場合には十分打ち合わせをし、どのように対応するかを明確にして、さらに関係課全てに周知した上で行ってまいります。現在も、混乱のないように十分注意をして行っているところでございます。

松田委員 よろしくをお願いします。

委員長 公務員ですから、そういう意味での組織系統はしっかりしていると思います。それが無い組織は大体内規でもってある程度のことは定めているわけですが、そういう心配、配慮であります。

よろしゅうございますか。

そろそろ議案第19号についての質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。いかがですか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第19号を採決いたします。

議案第19号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第20号

委員長 次に、議案第20号「松戸市少年センター設置条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

青少年課長 ページですけれども、先ほどの35ページの次のところをお開きください。松戸市少年センター設置条例施行規則を廃止する規則の制定について、ご説明いたします。

議案第20号「松戸市少年センター設置条例施行規則を廃止する規則の制定について」。松戸市少年センター設置条例施行規則を廃止する規則を別紙のとおり定める。

提案理由でございますが、松戸市少年センターの市長部局への移管に伴い、教育委員会規則を廃止するためでございます。

先月の2月14日開催の教育委員会会議にて提案させていただきました「松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、3月定例会市議会に議案の提出をしたところでございます。本議案が3月22日、最終日に可決されたことに伴いまして、教育委員会規則であります松戸市少年センター設置条例施行規則を廃止するものでございます。

なお、この規則につきましては、次ページをお開きください、平成25年4月1日から施行をいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第20号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

これは、市長部局に移行するわけですね。

青少年課長 はい。

委員長 そうすると、市長部局のその規程集の中には、新たに松戸市少年センターに関する何らかの規定ができるわけですね。

青少年課長 はい。4月1日付で市長部局のほうで、全くこれと内容は変わらない規則を制定いたします。

委員長 そういうことですね。教育委員会の規程集から離れて、市長部局のほうに条文が移るといことです。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第20号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第20号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第21号

委員長 次に、議案第21号「松戸市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

保健体育課長 それでは、議案第21号「松戸市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について」、ご説明いたします。

松戸市立学校職員の安全及び衛生の管理につきましては、労働安全衛生法及び学校保健安全法、並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、松戸市立学校職員安全衛生管理規程に必要な事項を定めているところです。

このたび、現在委嘱している産業医により、50人未満の教職員が勤務する松戸市立学校についても面接指導を実施することができることになりましたので、それに伴い本規程の一部を改正するものであります。

また、組織改革に伴う組織名称等の改正もあわせて改正いたします。

具体的には、お手元資料の2ページから6ページのとおりになりますので、ご参照ください。

以上、議案21号になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第21号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員、何か。

山田委員 特にございませぬ。言葉の問題だけだと思ひます。

委員長 というよりも、制度を改革して、従来は50人以上であったものを50人未満の学校にも産業医を置くという、そういう制度改革ですな。

保健体育課長 はい。

委員長 そのために、80時間を超える学校職員について、産業医、学校医の面接指導をお願いすることにした。新たに制度をつくるわけですな。

保健体育課長 産業医を置くということよりも、産業医は2名です。従前と同じなんです、50人未満の教職員が勤務する学校においても、面接指導が実施できるということになります。

委員長 それは、5ページの別表5のところですか。「各市立学校（50人以上の教職員が勤務するものを除く。）」で、つまり50人未満の学校ということになりますな。

保健体育課長 そのとおりでございませぬ。

委員長 現実には、そういう要請というか必要性も出てくるわけですか。

保健体育課長 現実には、1カ月当たり80時間を超える、超過勤務の者に対して、悩みを抱えて面接を受けたいという希望者が対象になるかと思ひます。今後、要請があれば、面接実施になるという形になるかと思ひます。今のところはありません。

委員長 50人以上で超過勤務の80時間を超えるという学校で、現にこういう面接指導を受けているケースというのはどのくらいありますか。

保健体育課長 ありません。

松田委員 学校医とはどのような関係になるか教えていただきたい。学校医は先生方が、不調を訴えた場合に、相談にのることはできませんか。

保健体育課長 本当に超過勤務、80時間を超える勤務をしている職員に対して、学校長がその職員と面接をします。その中でいろいろな悩みを目一杯抱えている職員に対して、産業医という制度を活用して学校から申請して面接をお願いする形になります。

委員長 つまり、原則として、校医とは別の医師をお願いするということですか。

保健体育課長 はい。

委員長 各企業で医療施設を持っているところは、この人たちのことを通常、産業医と呼んだりしていますが、そういう専門の先生がいらっしゃるわけですよ。だから、校医さんとはちょっと違うんでしょ。

山田委員 80時間以上というのは、実態とするとどれぐらい、超過勤務が80時間以上の方はいらっしゃるんですか。正確な数字じゃなくてもいいですけども、どういうものなんですか。例えば部活動を持っていらっしゃるったりいろいろだと思っんで、対応が難しいなと思っながらお聞きしています。

保健体育課長 具体的な数字は把握はしていませんが、若い先生方は、部活動を指導してから教材研究等の仕事になりますので、結構、80時間を超える先生方もいるようです。

ただ、その中で、校長と面接して、深い悩みを抱えて産業医のお世話になったという話は、現在こちらには届いてきておりません。若い人たちの中には、8時過ぎまで残って仕事をしているという現場の話は聞いております。

委員長 山田委員は、月80時間というのはやはり相当な時間数であるので、松戸市の学校における、小・中校における学校職員の皆さんの超過勤務状況はどのようなものであろうか、実態はどうであるかということをもし把握していたら教えていただきたいということですね。

学校教育担当部長 学務課のほうから、パソコンシステムによって出退勤時間を把握するという導入を今やっているところです。これは2月から導入してまして、まだ定着している部分が完璧ではないんですが、そういったところで管理職が、自分の学校の職員の勤務時間態勢を確実に、どのぐらい超過しているかというのを把握した上で、今の80時間に該当する職員については、管理職のほうからも声をかけるとかで健康指導をしていくところがございまして、人数的には何人かというのはちょっと今、把握していないところなんです。

山田委員 今までは、そうすると、そのパソコンシステムがないときには把握するすべはなかった。いわゆる民間企業みたいなタイムカードで対応みたいなことですかね、そういう状況。

学校教育担当部長 今までですと、本人の申し出の紙ベースに書いていっている学校があったり、あるいは管理職のほうで、そういうシステムをやっていない場合にはもう目視でやっている部分があったものですから、ある程度時間をつかんだほうがいいだろうということで、そのシステムを取り入れることになったということです。

山田委員 色々問題がないという前提で今これが出てきているので、こういうこともきっかけに職場環境というか健康管理のほうですか、維持のために役に立つようになればいいのかなと思っました。感想です。

八田委員 この面接のドクターというか指導ドクターというのは、平成20年からこの制度ができたんですけど、それで、今部長が言っみたいに、50名以下の自分で処理しますというも

のに対して、何かそれに伴っていくということになっているんですが、もともこの産業医というのが、50人以上、皆さん方ご存じだと思うんですけど、999人までの従業員がいるところにできてまして、その語を嘱託というんですけど、それ以上のところでは大企業のものには専属の産業医がいて、それはもう全く専属です。

ところが、そういうような嘱託のやつは認定産業医といいまして、医師会だとかそういうものが認定するんですが、そういう方々が呼ばれてどこかの企業に行くという形になったりしております。ですから、そういうような面接する方にどうするということが非常に迷惑かける形になるだろうなんて。

委員長 そうか。先ほど説明のときに、安全衛生法の改正、あるいはその制度、仕組みをおっしゃったので、それに関連して改正されて導入ということですね。つながりがわかりました。

八田委員 要は、50人以上のということとばかりと思って、皆さん方も。

委員長 なるほど。通常、安全衛生法を安衛法と言っているのです、その関連ですか。

ところで、教育委員会や市の一般職員の方は、タイムカードというものはあるんですか。

学校教育担当部長 ないんですよ。

企画管理室専門監 タイムカードではなくて、所属長が勤務の実態を把握することになっております。

委員長 そうすると、本人が出勤したという、客観的に証明するものはないですね。

企画管理室専門監 ご指摘の点はありますが例えば直接県に朝から出張する職員は、タイムカードを自分ではできない場合などもございますので、所属長が基本的には8時半からの勤務ですので所属長が8時半に全員が来ているかを把握いたしますので緩くはなっていないと思います。

委員長 ということは、帰宅時間も所属長がやるということでしょう。

企画管理室専門監 帰宅に関しましては、基本的に残業をする場合は、所属長からの命を受けて時間外勤務を行うこととなります。所属長から、きょうは何時から何時まで時間外勤務をなさいと命じられます。結果として例えば9時までと言ったものが8時で終わった場合には、「きのう8時で終わりました」という報告を翌日にする形になります。

また、この形とは別に、きょう、この業務をやるために、誰が何時間、時間外勤務をやらせていただきたいということ、所属長に申し出て行うようなこともございます。

委員長 自主的な、任意な残業というのはどうなんですか。

企画管理室専門監 今ご説明したのは原則ですので、例えば係長や班長と言われている係長級の職員に、その係の部分について一定程度その判断を任せている場合もございます。

委員長 そうですか。

これは労働組合との関係も出てくるのでお伺いしているわけです。もう少しきちっと管理しているのかなという印象を持っていましたが、そうではないということですね。

企画管理室専門監 以前、タイムカードを導入していたと聞いたことはございます。

委員長 そうですか。わかりました。

働く人たちの精神的なケアをしていきたいと思いますということですから、いい改革をしてほしいですね。

企画管理室専門監 本気でやらせていただきます。

委員長 議案第21号につきましては、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第21号につきましては、原案どおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第22号

委員長 議案は4件でしたが、実は教育長から、ただいまお手元に配付のとおり議案第22号が提出されましたので、これを日程に追加変更の上、直ちに議題としたいと思います。

この件に関して、ご異議ございませんか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第22号を日程に追加変更の上、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、議案第22号を議題といたします。

本件は、人事案件です。したがって、秘密会としてはいかがかとお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議が無いものと認め秘密会とします。

それでは松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定によりただいまから申し上げる職員以外の職員は、ご退席願います。

お残りいただきますのは、生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、企画管理室専門監、企画管理室長補佐、以上でございます。その他の方はご退席願います。

(以後、秘密会)

委員長 議案第22号は原案どおり承認いたしましたことをご報告いたします。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。

事務局、何かご報告ありますか。

企画管理室専門監 教育施設課、青少年課、スポーツ課、保健体育課より、放射能の除染・測定関連の報告がございます。よろしく願いいたします。

委員長 お願いします。

教育施設課長 学校施設の除染等の措置は、松戸市除染実施計画に基づき、校庭の空間放射線量の高い小学校、中学校、高校の順で、8月までに完了し低減化を図りました。その後、小学校の敷地内全ての場所や、中学校、高等学校の主な生活空間を、平成24年度末までに毎時0.23マイクロシーベルト未満になるように作業を進めているところでございます。

現在のところ、除染作業後に定期的にモニタリングを行っておりますが、一部を除いて指標値を上回る箇所はございません。

上回っている場所につきましては、立入禁止表示をし、子どもたちが近づかないようにしております。いずれにしても、今年度中には指標値以下になるよう作業を進めているところでございます。

以上です。

青少年課長 青少年課で扱っている子どもの遊び場ですけれども、平成24年度は55カ所ありました。そのうち1カ所返還ということで、54カ所です。除染の対象の子どもの遊び場は46カ

所ありました。除染外が8カ所でした。

測定方法及び測定の高さですけれども、遊び場の面積に対して10メートルメッシュで測定いたしまして、高さ50センチ、砂場は5センチという形ではかりました。

数値は、一番高かったところで0.859マイクロシーベルト、一番低かったところで0.06マイクロシーベルト。ですから、0.06というのは0.23以下なので、これはもう対象外ということにさせております。

除染方法といたしましては、環境省が定めた除染ガイドラインに沿った天地返しという形で行いました。除染の終了したのが3月21日、全て終わりました。ですから、ついこの間終わったところでございます。

除染の成果といたしましては46カ所対象としましたが、1カ所所有者の反対により実施できませんでしたので、45カ所が0.23マイクロシーベルトを下回りました。この結果につきましては、各子どもの遊び場それからホームページのほうで表示して、市民の方に提示しております。

再除染につきましては、今後毎年、先ほどやったような10メートルメッシュの形ではかって、高くなったときに、またそのときにこちら対策室、対策課と検討していきたいと思っております。

以上でございます。

スポーツ課長 スポーツ課が管理しておりますスポーツ施設、松戸運動公園内の施設、中央公園庭球場、金ヶ作庭球場、栗ヶ沢公園庭球場、新松戸庭球場、六高台スポーツ広場、千駄堀スポーツ広場、関台スポーツ広場、以上の施設を順次除染をしていきました。

今回除染しなかった施設は、紙敷スポーツ広場と野菊の里スポーツ広場、梨香台スポーツ広場でこの3カ所については数値が0.23以下ということで除染を行いませんでした。

現在では運動公園内施設内の野球場と陸上競技場の芝の部分が完了し、数値については0.23を下回っているという結果になっております。

1カ所、新松戸の庭球場だけが、高圧洗浄という形で処理をしましたが、この処理では数値が下がっておりません。

以上でございます。

保健体育課長 学校給食食材における放射性物質検査の検査結果について、ご説明申し上げます。

学校給食用食材については、旬のものや使用頻度の高いものを選定しまして、放射性物質

検査を実施してまいりました。平成23年10月18日より開始し、平成25年3月現在までに、661検体の検査を実施いたしました。

測定下限値につきましては、平成24年1月31日までは、放射性ヨウ素131がおおむね20ベクレル、放射性セシウム134と137の合算値がおおむね20ベクレルで検査しております。

平成24年2月1日からは測定器を変更して、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137、それぞれおおむね10ベクレル以下、測定下限値で検査いたしましたが、結果は全て不検出となっております。

また、国が平成24年4月に定めた新基準では、一般食品における放射性セシウムの基準値は100ベクレル以下でございます。

学校給食の丸ごと検査につきましては、提供食1食分をおおむね2週間で全学校が一巡するサイクルで検査を実施してまいりました。平成24年2月1日より開始し、平成25年3月現在までに1,715検体の検査を実施いたしました。

測定下限値については、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137、それぞれおおむね10ベクレル以下で検査いたしましたが、結果は全て不検出となっております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

以上で、放射線検査、測定等に関するご報告はおしまいになりますが、何かご質問はありますか。

山田委員 新松戸のテニスコートは下がらないんですかね、高圧洗浄したのに。結構したとおっしゃっていましたね。ちなみに今、使用状況はどうなんですか。

スポーツ課長 使用状況につきましては、数値は出していますので、除染する前の施設と同じような形で、やられる方の意思によってやっていただいているというような形になっております。

山田委員 それは、告知というか掲示か何か、ホームページでも出ているでしょうけど。

スポーツ課長 一応、数値は出しておりますので、それを見られて申し込んでやってもらっている。ホームページと、現地にも張っております。

山田委員 現地にも張っていますか。

スポーツ課長 はい。

山田委員 現実問題、子どもたちは使っていますか。

スポーツ課長 ほとんどというか、大人だけで使用しているような形で。ちょっと私も土日は

見たことないんですけど、平日は必ず一般の方がやられています。

山田委員 運動公園で芝生、野球場で芝生をやったということですが、それ以外はまだ進行していないんですか。

スポーツ課長 最後に残ったところが、陸上競技場のフィールドと野球場の芝の部分でした。

山田委員 それが終わって、もう終わったと。

スポーツ課長 はい。

委員長 よろしゅうございますか。

給食のミキシング検査では何も出ないということは、ありがたいですよ。子どもたちにとっては、内部被曝が怖いわけですからね。それはとてもいい結果だと思います。もちろん外部被曝の危険性もありますから、土地の放射線量を下げるということも重要です。

山田委員 年度終わりなので、来年度も基本的には続けていくと。各学校も含めて、検査を続けていくということでもいいんでしょうか。どなたにお聞きしたらいいんですかね。全体として、松戸市としては、同じような検査をして確認を続けていって、上がったらまた作業の対象として除染してということですか。

教育施設課長 今後も定期的にモニタリング調査を実施いたしまして、仮に基準値を上回るような場合につきましては、補正等を活用いたしまして除染作業に入る予定になっております。以上です。

委員長 それは当然だと思います。まだ福島で東京電力原子力発電所では、完全に放射線放出が終息したとは言えないんですよ。まだ出ているんですよ。それがどういうふうに流れているかというのは、わからないところもある。あるいは、海への汚染も当然あるわけです。ですから、あそこが完全に封鎖され、あるいは閉じ込めたということが宣言されるまでは、放射線は当然流れていると思っていいと思います。ですから、それは今後もずっと継続して、安全確保に努めなければいけないと思いますね。大変な作業が続くと思いますけど、辛抱強く忍耐強くやっていくしかないですね。お願いします。

そのほかですが、委員の皆さん、何か特にございますか。

なければ、私のほうから最後に一つご報告いたします。

このたび、山根恭平教育長の教育委員としての任期がこの4月1日をもって満了となり、教育委員をご退任されることになりました。

山根教育長におかれましては、前の齋藤教育長の後、1期4年間にわたり松戸市教育長としてお務めいただきました。その間、さまざまな施策を積極的に推進され、松戸市の教育の

ために日夜ご尽力をいただいた功績は多大でありました。心から感謝を申し上げたいと存じます。

山根教育長、どうも誠にありがとうございました。

一言、ご挨拶をお願いします。

教育長 先ほど山田委員が「図らずもやることになった」とおっしゃられましたが、私は図って、私の場合は「図って辞めること」になりました。冗談はともかく、本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

委員長 山根教育長には教育改革において、いろんなアイデアを出していただきました。今までその改革の途上にあるのもあります。それは我々委員が引き継ぐことになります。

どうもありがとうございました。ご退任後も、引き続いてご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。今後はまた別の形でご活躍されると思っております。

◎閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして、平成25年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後12時22分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員